

## 会費等徴収規程

社団法人都市住宅学会

社団法人都市住宅学会（以下「本会」という）の会費等の徴収に関しては、本規程によるものとする。

### （会費の納付方法）

第1条 会費は、毎年年度始めに前納するものとする。

- 2 継続会員で会費支払方法を振り込みと希望する者は、3月末日までに決められた会費の全額を納付するものとする。
- 3 継続会員で会費支払方法を口座引落と希望する者は、5月下旬（金融機関の都合により変更となる場合がある）に本人指定の口座より会費を引き落とすこととする。ただし、会員の事情により口座引落が出来なかった場合は、速やかに決められた会費の全額を振込手数料を会員負担にて納付するものとする。
- 4 年度途中で資格を変更した会員は、前納した会費との差額を支払うものとする。
- 5 年度途中で入会する者は、当該年度の会費の全額を速やかに納付するものとする。

### （会費等の額）

第2条 会費等の額は、会員の資格に応じて、次のとおりとする。

#### 1. 入会金

- ◆ 正会員・準会員 … 1,000円
- ◆ 賛助会員 … なし（据え置き）

#### 2. 年会費

- ◆ 正会員（社会人） … 13,000円  
ただし、口座引落により会費を納める会員は、10,000円（据え置き）
- ◆ 正会員（大学院生） … 7,000円  
ただし、口座引落により会費を納める会員は、5,000円（据え置き）
- ◆ 準会員 … 会費振込会員は、7,000円  
ただし、口座引落により会費を納める会員は、5,000円（据え置き）
- ◆ 賛助会員 … 20,000円（据え置き）

第3条 定款8条により、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

### （会費等の免除）

第4条 定款8条により、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

(会費の支払)

第5条 会員は、定められた期日までに年会費を納付しなかった場合、会員としての権利やサービスを停止されることがある。

第6条 定款第11条により、会員が退会しようとするときは、理由を付して文書により退会届を会長に提出しなければならない。退会届が3月末日までに事務局に提出されなかった場合、次年度の会費支払義務が発生するものとする。

以上